平成２１年（フ）第７５号
秋田県仙北市角館町下新町45番地　ハイツヤマダ506号
債務者　佐藤　　一
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後４時
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１０８号
秋田県大仙市北長野字手呂越観音堂108番地
債務者　冨岡　久敏
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１０１号
栃木県那須塩原市鍋掛1102番地94　塩谷実方、前住所栃木県大田原市中田原328番地
債務者　鈴木　義時
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１１５号
栃木県那須郡那須町大字伊王野1402番地１
債務者　小山田重雄
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１０７号
岡山市北区西崎２丁目８番47号
債務者　藤村　益美
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１０号
岡山市中区西川原１丁目８番24号
債務者　前原　徳也
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６４７号
岡山市東区広谷455番地11　砂川コーポ202
債務者　山下　雄樹
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６４８号
岡山市東区広谷455番地11　砂川コーポ202
債務者　山下　貴子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９３３号
横浜市鶴見区上末吉５丁目２番19号　高橋ビル303
債務者　三宅　修生
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６１７号
栃木県下野市祇園３丁目１番地１　ミラパセオ自治医大壱番館―101号
債務者　福田クラッティダこと　フクダ　クラッティダ
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４６４号
青森市東造道３丁目７番17号
債務者　横屋　雅行
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３１号
岡山県津山市上之町131番地
債務者　米井　陽子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第４９号
熊本県天草市久玉町1411番地３殿崎団地３―５
債務者　山下　幸子（旧姓山近）
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月３日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第９７５号
東京都江東区東雲２丁目７番１―1311号
債務者　山崎　温子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０１４号
東京都立川市砂川町８丁目62番地の15
債務者　青田　理恵（旧姓渡邊・平野）
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４８２号
静岡県浜松市南区遠州浜４丁目11番301号市営住宅
債務者　大石　　敏
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係